

ヤングケアラー交流の場づくりモデル事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ヤングケアラーの福祉の向上に資するため、ヤングケアラーが気軽に相談でき、同様の境遇にある者同士や経験者との交流を通じて精神的な負担軽減につながる場所及び機会の提供を行う団体の活動に係る経費の一部を苫小牧市（以下「市」という。）が予算の範囲内で補助することに関し、苫小牧市補助金等交付規則（平成30年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ヤングケアラー」とは、高齢、障害、疾病その他の理由により援助を必要とする家族その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話、家事その他の援助を提供する18歳未満の者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす団体のうち、別に定めるところにより行う審査により苫小牧市長（以下「市長」という。）が適当と認めたものとする。

- (1) ヤングケアラーの支援に取り組む民間団体であること。
- (2) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人等の法人格を有すること。
- (3) 次条に規定する補助対象事業に係る活動拠点を市内3か所以上（幌内川より東に1か所、苫小牧川より西側に1か所、その中間に1か所）有していること。
- (4) 年度内に各活動拠点で2回以上開催し、かつ延べ10回以上（1回あたりの開催時間は4時間以上とする）定期的な開催ができるもの。
- (5) 事業主又は会社法に規定する役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 公序良俗に反する活動を行う団体ではないこと。
- (7) 市税等の滞納がないこと。
- (8) その他市長が補助対象者として不適当と認める事項がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、対象となる経費は別表に定める経費とする。

- (1) ヤングケアラーを対象としたピアサポート等の相談支援に関すること。
- (2) ヤングケアラーから相談があった場合において、必要に応じて関係機関と連携し、適切な福祉サービスにつなげる取組に関すること。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、市長が定める額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第1号及び第2号については、必要事項の記載がある定期総会資料等の提出をもって代えることができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 市長は、申請書を受理し、補助金を交付することが適当と認めたときは、速やかにその決定内容及びこれに条件を付したときはその条件を補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付を申請した者に通知するものとする。

（補助の条件）

第8条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の割合又は補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 市長は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するための必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 補助対象者は、第7条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から14日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかつたものとみなす。

(補助事業の遂行)

第10条 補助対象者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(補助金に係る調査等)

第11条 市長は、この補助について必要と認めるときは、事業者に対し報告を求め、又は職員に調査させることができる。

(補助事業の遂行の命令)

第12条 市長は、事業者の報告等により、その者の補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をする場合において、事業者が市長の指定する期日までに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するための措置をとらないときは、第20条第1項の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨

を明らかにするものとする。

(補助事業の変更等)

第13条 補助対象者は、補助金の交付決定後、補助事業に要する経費の割合を変更し、又は補助事業の内容を変更し、若しくは補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合において、そのことについて第8条第1項第1号及び第2号の規定による条件が付されているときは、速やかに補助金変更交付申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

- (1) 事業計画書変更届
- (2) 補助金収支予算変更届
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により相当の理由があると認めるときは、当該補助事業の変更を承認するものとする。

3 第7条の規定は、前項の規定による承認をした場合について準用する。

4 事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、そのことについて第8条第1項第3号の規定による条件が付されているときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 補助対象者は、補助の対象となった事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添付のうえ、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、第1号については、必要事項の記載がある定期総会資料等の提出をもって代えることができる。

- (1) 事業実績書及び収支決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条に規定する報告があった場合において、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めた

ときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第5号）により、実績を報告した者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第16条 市長は第14条に規定する報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを事業者に対して命ずることができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

（補助金の交付の時期等）

第17条 補助金は、第15条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付するものとする。ただし、市長は、補助事業の遂行上必要があると認めたときは、補助事業の完了前において補助金の全部又は一部を交付（以下「概算払」という。）することができる。

（交付の請求）

第18条 補助対象者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金（概算払）請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（概算払）

第19条 補助対象者は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書（様式第7号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、概算払することが適当と認めたときは、その旨を概算払決定通知書（様式第8号）により事業者に通知するものとする。

（決定の取消し等）

第20条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、第15条の規定による補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

3 市長は、前2項の規定に基づき、補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを決定したときは、事業者には通知するものとする。

(補助金の返還)

第21条 市長は、補助金の交付決定を変更し又は取り消した場合において、当該変更又は取消しの部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、事業者には交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

3 事業者が第6条第2項ただし書の規定による補助金の交付申請をした場合において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定し、既に交付された補助金の額を減額するときも、前項と同様とする。

(違約加算金及び違約延滞金)

第22条 事業者は、第20条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられた場合は、やむをえない事情があると市長が認めるときを除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。

2 事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかった場合は、やむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

(分割交付の場合)

第23条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したも

のとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により違約加算金を納付しなければならない場合において、事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

(財産の処分の制限)

第24条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定によりこれも家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助対象者による財産の処分についての承認をするときは、当該財産の取得又は効用の増加に要した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべき旨の条件を付することができる。

(関係書類の整備)

第25条 補助対象者は、当該補助事業の収入及び支出に関する帳簿及び関係書類を備え、これを整理しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第26条 この要綱に定めるもののほか、この補助について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象経費	ヤングケアラー交流の場づくりモデル事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費、燃料費）、改修費、備品購入費、役員費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金（食糧費を除く）
------	--